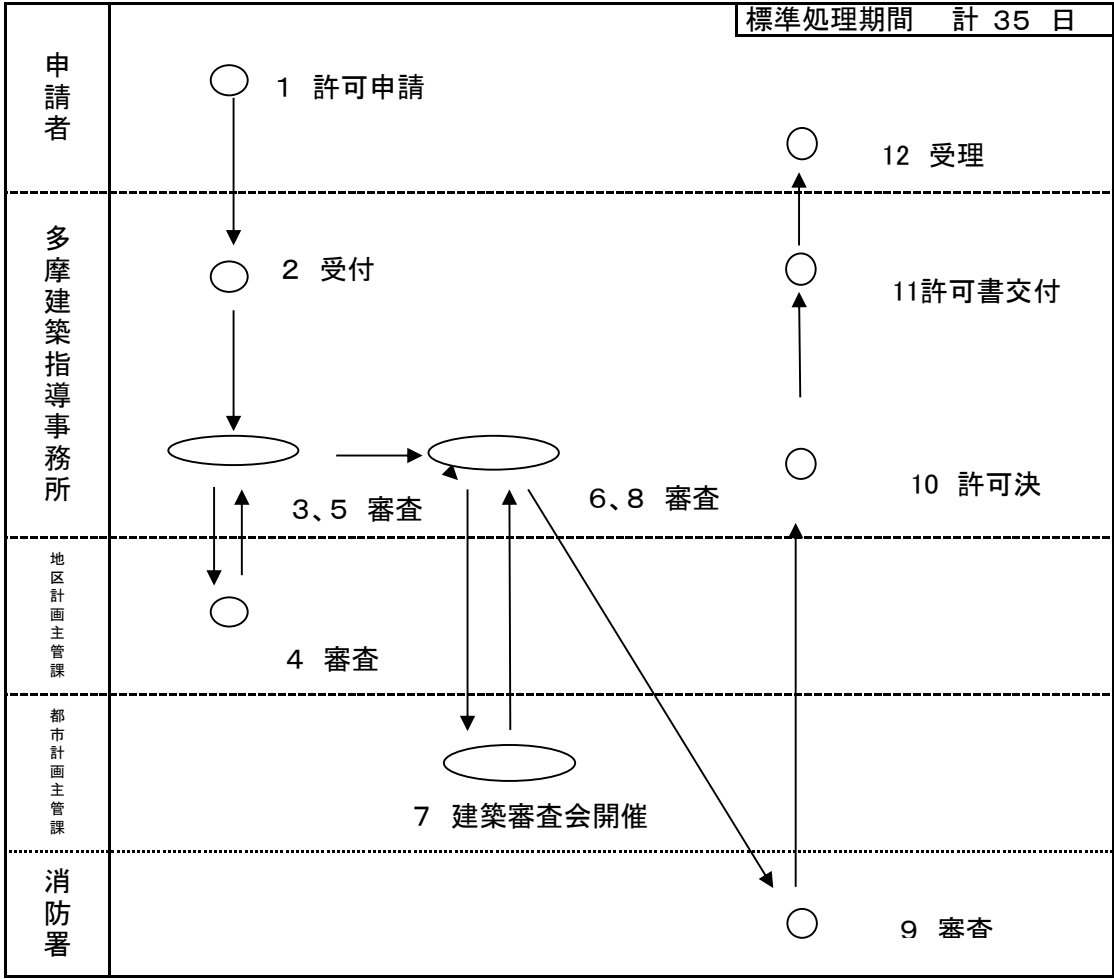


事務処理フロー図

事務名 地区計画等の区域内の斜線制限の例外許可

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	許可申請	申請者は、受付窓口申請書を提出し、申請手数料を納付します。
2	受付	提出された許可申請書の形式審査を行い、適正であれば、手数料を徴収の上、受け付けます。
3、5	審査	許可することが相当な建築物であるか審査を行うとともに、地区計画主管課に意見照会を行います。
4	審査	地区計画主管課としての意見を決定したうえ、回答します。
6、8	審査	地区計画主管課の回答を踏まえて、都市計画審議会の議を経るため、付議を依頼します。
7	建築審査会開催	許可することが相当な建築物であるか審査を行い、許可相当と認めたときは同意を与えます。
9	審査	建築計画につき、所轄消防署長に協議を行い、同意を得ます。
10	許可決定	建築審査会及び所轄消防署長の同意を得て、許可決定を行い許可書を発行します。
11	許可書交付	許可書を申請者に対し交付します。
12	受理	